

答 申 第 3 2 号
平成13年1月19日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 平 川 信



秋田県情報公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年6月13日付け山建－796により諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

秋田県知事が平成12年4月27日付け山建－343で行った「平成11年度除雪委託業務に関する工事台帳」の部分公開決定に対する異議申立て

（諮問第66号）

答 申

第1 審査会の結論

山本建設事務所の「平成11年度除雪委託業務に関する工事台帳」（以下「本件公文書」という。）について、秋田県知事（以下「実施機関」という。）が予定価格、請負対応額及び測量及試験費を非公開とする部分公開としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、平成12年4月14日、「平成11年度除雪委託業務にかかわる工事台帳」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書を本件公文書と特定のうえ、予定価格、請負対応額及び測量及試験費（以下「本件非公開部分」という。）を条例第6条第1項第5号の規定により、主任技術者名を同条同項第1号の規定によりそれぞれ非公開とする部分公開決定をし、平成12年4月27日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件非公開部分に係る処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成12年6月12日、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容等

実施機関は、その発注した公共工事及び委託した業務について、事業別に当該工事等の概要、契約状況、支払状況、事業費区分等のデータを管理し、事業の適正な執行に資する目的で工事台帳を作成しているが、本件公文書はそのうちの平成11年度の除雪業務委託に係る部分である。

本件公文書には、この除雪業務委託に係る契約路線ごとに契約の相手方、契約金額、予定価格、請負対応額及び測量及試験費のほか、契約を変更した場合の当該変更契約の内容等が記載されている。

なお、本業務委託に係る契約（以下「本件委託契約」という。）については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号又は秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第171条第6号の規定により随意契約とし、同規則第172条第1項第4号の規定に基づき特定の1人のみから見積書を徴取する方法による契約（以下「単独随意契約」という。）となっている。

2 本件非公開部分に係る条例第6条第1項第5号該当性について

実施機関は、本件非公開部分が条例第6条第1項第5号に該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第6条第1項第5号の解釈について

本号は、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものが記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

- (一) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (二) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- (三) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (四) 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (五) 県又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本号は、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行われなければならない、また自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、公開しないことができるとしたものである。

(2) 本件非公開部分の該当性について

本件公文書は、実施機関が委託した除雪業務について、当該委託業務の執行を管理する目的で作成されたものであるため、実施機関が行う事務又は事業に関する情報に該当すると認められる。

次に本号への該当性について検討する。

実施機関は、本件非公開部分が公開されることにより、今後の同業務委託の契約事務における予定価格が事前に類推され、当該契約事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある旨主張している。

実施機関の説明によると、除雪業務は、毎年度反復継続して行われる定型業務であり、本件委託契約は、熟練したオペレーターや除雪機械の保有状況及び迅速性と機動力が要求される除雪業務の特殊性等を考慮し、当該業務のできる事業者の中から対象路線地域に精通しているものを選定のうえ、単独随意契約としている。

実施機関は、本件委託契約に当たり、契約の相手方に事前に提示する設計書及び仕様書等に基づいて請負対応額を算定し、予定価格をあらかじめ設定している。

請負対応額とは、除雪委託業務の設計金額であり、予定価格を設定する際の上限額となるものであるが、その積算は直接工事費に、一定の率で計上する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を加算し、これに消費税相当額を加えるというプロセスを経てなされる。また、直接工事費は、当該除雪業務に使用される機種ごとに稼働時間に時間単価を乗じて積算されるが、使用機種と稼働時間は事業者にあらかじめ明示される。

予定価格とは、請負対応額に基づき、当該契約に係る需給の状況、履行の難易及び契約数量の多寡等を考慮して算定され、契約金額を決定する際の上限額となるものである。また、測量及試験費とは、請負対応額の事業費区分であるが、除雪委託業務の場合は、請負対応額と同額となっている。

本件委託契約は、時間当たり単価契約の性格を有するものであり、かつ、毎年度定型的に反復継続して締結されるものであることから、予定価格が公開された場合、大幅な物価変動等の特別な事情がない限り、今後の同業務の委託契約に係る予定価格が相当高い精度で類推されることは、否定できない。そうすると、特に本件委託契約のように単独随意契約の場合にあっては、競争性がないことから、

事業者にとっては、実施機関が設定した予定価格により近似した見積書を提示することが可能となるところであり、その結果、契約金額が高止まりになる蓋然性が高くなり、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると言わなければならない。

また、請負対応額は、前述のとおり予定価格決定の基礎資料となり、かつ、上限額となるものであることから、これを公開すると、過去の実績等を調査することにより、今後の同業務の委託契約に係る予定価格の推測がより正確に行えるようになり、測量及試験費は、除雪委託業務の場合、請負対応額と同額となっているから、公開をするかどうかの決定に当たっては、いずれも予定価格と同様の取扱いをする必要があると認められる。

よって、本件非公開部分は、本号に該当する。

なお、異議申立人は、建設工事に係る予定価格が事後に公表されているにもかかわらず、業務委託に係る予定価格等を非公開とする理由は納得できない旨主張しているが、建設工事の場合は、工事の規模、工法及び仕様等それぞれの工事内容には差異があることから、予定価格の類推には一定の限界があるなど前述のような公開による支障が少なく、むしろ公開することによって、行政の透明性を確保するメリットが大きいとの判断から事後公表しているものであり、本件非公開部分と同一に論じることは適当ではないと考えられる。

また、実施機関は、本件部分公開の実施に当たって、予定価格の記載のない空欄部分をも黒くぬりつぶしているが、かかる取扱いは適当ではなく、異議申立人に対しては、その経緯等について説明するなどの配慮をされるよう要望する。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成12年6月19日	・ 諮 問 (第66号)
平成12年7月11日	・ 実施機関 (山本建設事務所) からの非公開理由説明書の受理
平成12年7月24日	・ 異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成12年8月28日 (第97回審査会)	・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成12年10月19日 (第100回審査会)	・ 審 議
平成12年11月20日 (第102回審査会)	・ 審 議
平成12年12月22日 (第104回審査会)	・ 審 議

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について、平成12年4月27日付けで実施機関が行った部分公開決定において、非公開とした本件非公開部分について公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

○ 条例第6条第1項第5号該当性について

公開しない理由として、秋田県情報公開条例第6条第1項第5号に該当するとあるが、そのような条文は見当たらず、拡大解釈である。

工事に係る予定価格は250万円以上は入札後の事後公表の対象になっているが、委託に係る予定価格、請負対応額、測量及試験費を非公開とする理由は、住民が納得できるものではない。むしろ情報公開条例違反ではないか。

事後も予定価格を秘密にすることにより談合を防ぎたいとの説明を受けたが、その秘密主義がむしろ談合を温存しているのではないか。県の毎年の委託の予定価格を業者は知らないはずだとの認識も、公正であるために透明であるべきだと考える住民の認識と大きくかけ離れている。

実施機関の非公開理由説明書には納得と理解ができない。建前上は委託の予定価格を事後も秘密にすれば業者は誰もそれを知らないはずで、予定価格が類推されず競争原理が働き、県費の出費が過大にならない、となるであろう。県の担当者に、そんなことを本当に信じているのか質問したところ、「システム上信じるしかない。それが私の仕事です。」と苦痛に満ちていました。「談合は絶対存在しない。予定価格は業者は知らないはずだ、と信ずるしかない。」とも。

1回きりの工事価格ですら、入札価格がかつての95%から97%まで接近しているという。ましてや毎年の委託費を入札業者が知らないというのは普通の市民感覚とずれているのではないか。むしろオープンにして、談合できないようにすべきである。

秋田県において談合は絶対存在しないと呪文のように唱える建設事務所ですが、呪文を唱えて談合がなくなるとも思えません。「隠せば腐る」というのが行政体質であることを食糧費問題で学んだはずです。情報公開条例に書いてあるからと事務所は言うが、どこにも書いていない。拡大解釈である。そんなことより、情報公開の精神を確認して欲しいです。

1 条例第6条第1項第5号該当性について

条例第6条第1項第5号において、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の性質上これに支障を及ぼすおそれがある情報については公開しないことができることとなっている。

「工事台帳」については、県が発注する公共工事及び委託業務について、事業別にその工事等の概要、支払、契約状況、事業費区分等のデータを管理し、事業の執行管理に資する目的で作成しているものである。

「予定価格」とは、県が発注する除雪委託業務の契約金額を決定する際の上限額であり、契約担当者があらかじめ定める価格である。

「請負対応額」とは、除雪委託業務の設計額であり、この設計額に基づき契約担当者が需給の状況、履行の難易度、契約数量の多寡、履行期間の長短などを考慮して予定価格を算定するものである。

「測量及試験費」とは、請負対応額の事業費区分であるが、除雪委託業務の場合は同額となる。

除雪委託業務の予定価格は非公開と判断しているが、上記のとおり請負対応額や測量及試験費は予定価格と連動する金額であるため、これらも非公開としたものである。

除雪業務の委託については、除雪のできる業者の中から、熟練したオペレーターや除雪機械の保有状況等を考慮し、かつ迅速性と機動力という観点から対象地域に精通している業者を選定し随意契約している。

除雪業務については、建設工事と異なり毎年度反復して行われる定型業務であるため、仮に予定価格を事後公表すれば、今後生じる除雪業務の予定価格を類推されることになると考える。特に単一機種での委託の場合は、予定価格を稼働時間で除すことにより単位時間当たりの価格が分かることになる。委託内容を業者に示すときは、使用機種と稼働時間を明示するため、容易に予定価格を推定できると考える。

予定価格が推定されれば、予定価格に極めて近似した額で県が業者と契約することになり、県費の支出が過大になることが危惧される。

これらの理由により予定価格等について非公開と判断したものである。

なお、建設を伴う工事の場合は、通常、工事規模、施行方法及び工種等多種多様になるため、上記弊害は想定されがたく、むしろ行政の透明性を確保するメリットが大きいため平成11年度から事後公表しているものである。

これらから、今回の平成12年4月27日付けの部分公開決定において非公開とした部分は、これを公開した場合、今後の同除雪委託業務の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあることから、条例第6条第1項第5号に該当するものである。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（50音順）

区 分	氏 名	職 名
会長代理	小賀野 晶 一	秋田大学教育文化学部教授
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	柴 田 一 宏	弁護士
会 長	平 川 信 夫	弁護士
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成13年1月19日現在）